



1 この処分（使用料の徴収に関するものを除きます。次項において同じ。）  
に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。

（地方自治法第244条の4第3項・行政不服審査法第14条第1項）

2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、皆生温泉旅館組合を被告として、裁判所にこの処分の取り消しの訴えを提起することもできます。

（行政事件訴訟法第8条第1項本文及び第14条第1項）

3 なお、使用料の徴収に関し不服がある場合は、皆生温泉旅館組合を被告として、裁判所に訴えを提起することができます。